

平成15年度における実績評価結果(総括表)

	政策所管部局名	国家公務員倫理審査会事務局
政策目標	4 国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程の適正な運用を図ることにより、職員の職務に係る倫理の保持、倫理法・倫理規程違反の防止、公務に対する国民の信頼の確保を図る。	
目標のための主要な施策	<p>施策1 職員の職務に係る倫理の保持を図り、倫理法・倫理規程違反を防止するための倫理研修用教材の開発、倫理研修指導者養成研修の実施、職員の倫理についての意識を高めるための倫理週間等の啓発活動の実施</p> <p>施策2 公務員と接触する民間企業等に対し、公務員の倫理規制についての理解を求めるための広報活動の実施</p> <p>施策3 公務員の倫理規制の在り方、公務員への信頼度等に関する国民の声を聞くためのモニタリング等の実施</p>	
目標の達成状況等	<p>[施策の実施状況の概要]</p> <p>施策1について 各府省の地方機関の職員等を対象として12か所で倫理制度説明会等を実施し、参加者を対象に行ったアンケートでは、回答者の9割以上が肯定的に評価するという結果が得られた。また、国家公務員倫理週間の実施や事例集等の配布により、職員への啓発・周知を図った。</p> <p>施策2について 民間企業等に向けたパンフレットの配布、ホームページの充実等により、民間企業等に対して公務員の倫理制度についての広報活動を行った。民間企業に対するアンケート調査では、倫理規程の内容をどの程度知っていたかとの問に対し、「よく知っていた」24.7%、「ある程度知っていた」55.9%という結果になっている。</p> <p>施策3について モニターに対するアンケート調査や民間企業に対するアンケート調査、有識者からの意見聴取により、公務員の倫理感や倫理法・倫理規程が一般にどのように受け止められているかを把握した。公務員倫理モニターに対するアンケート調査では、国家公務員の倫理感に関する印象について、「倫理感が高い」3.3%、「全体として倫理感が高いが、一部に低い者もいる」69.2%という結果になっている。</p>	

	<p>[政策目標達成状況の評価]</p> <p>倫理法・倫理規程の施行から4年となり、各種のアンケート調査や各界から聴取した意見からも、職員が遵守すべきルールとしてこれらの法令が職員や職員と接触する民間企業等に定着してきていると考えられる。公務に対する国民の信頼を確保するため、今後も倫理法・倫理規程の適正な運用を図ることが必要である。</p>
<p>今後の政策に反映すべき事項</p>	<p>公務の公正な執行に対する国民の信頼を確保するためには、職員の職務に係る倫理の保持を図り、不祥事の発生を防止していくことが必要であり、今後も、以下のような施策を推進していく。</p> <p>職員の倫理意識の徹底を図り、倫理法等違反を防止するため、今年度作成した研修用教材等を各府省等に提供して活用してもらうとともに、引き続き、各府省の職員等を対象とする制度説明会の開催や国家公務員倫理週間の実施など、積極的な啓発活動を行っていく。</p> <p>引き続き、モニターへのアンケート調査や有識者との懇談会を行うなど、多角的に国民の意見を聴取する。それらを踏まえて、倫理規程の施行状況等について必要な検討を行い、その結果、倫理規程の一部を見直すことが適当との結論に至れば、内閣に意見の申出を行う。</p>

平成16年6月

		政策所管部局名	国家公務員倫理審査会事務局			
政策目標	4 国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程の適正な運用を図ることにより、職員の職務に係る倫理の保持、倫理法・倫理規程違反の防止、公務に対する国民の信頼の確保を図る。					
目標達成のための施策の概要	<p>施策1 職員の職務に係る倫理の保持を図り、倫理法・倫理規程違反を防止するための倫理研修用教材の開発、倫理研修指導者養成研修の実施、職員の倫理についての意識を高めるための倫理週間等の啓発活動の実施</p> <p>公務に対する国民の信頼を確保することを目的とした倫理法・倫理規程の下、職員の職務に係る倫理の保持を図り、不祥事の発生を防止するためには、職員が倫理制度の内容を正しく理解し、高い倫理意識を持つよう、職員に対する倫理研修・啓発活動等の充実を図ることが不可欠である。</p>					
測定指標等	<p>測定指標 倫理制度説明会（倫理研修の指導者の養成等を目的）の開催状況（9地方ブロックでの実施）及び受講者の理解度等の状況</p> <p>参考指標1 各府省における倫理に関する研修その他啓発活動の実施状況 参考指標2 倫理法・倫理規程の違反件数 参考指標3 倫理研修（J K E T指導者養成研修）の実施状況</p>					
実施状況	測定指標の状況	当該年度を含め過去5年間の推移				
		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
	測定指標 開催数 受講者数 肯定的評価		9	9 約800人	12 約1,200人 95%	12 約1,000人 96%
	測定指標	<p>各府省の地方機関等の職員（人事担当者等）を対象として12か所で倫理制度説明会等を実施し、約1,000人が受講した。受講者に対して行ったアンケートでは、「大変役立った」が35%、「ある程度役立った」が61%であり、合わせて96%となっている。</p>				
測定指標以外で考慮すべき事項	<p>参考指標1 平成14年度の各府省における公務員倫理に係る研修実施状況は、3,441コース、受講者約101,000人（うち人事院が行っているものは88コース、受講者約4,200人）</p> <p>参考指標2 平成15年度において倫理法等違反を理由として懲戒処分又は矯正措置が行われた事案の件数は10件（平成14年度は17件）</p> <p>参考指標3 平成15年度のJ K E T指導者養成研修の実施回数は21回、修了者数は338人（平成14年度は21回、349人）</p> <p>「国家公務員倫理週間」に当たり、標語等の公募や、ポスター・パンフレットによる啓発活動、各府省の人事担当者等を対象にした講演会を行った。</p> <p>前年度の各府省等からの個別の照会事項に対する倫理審査会の回答をまとめた「国家公務員倫理規程事例集（平成15年増補版）」を作成し、各府省等に配布した。</p> <p>職員5,000人を対象としたアンケート調査を行い、倫理法・倫理規程施行後、倫理保持のために自分の行動や意識が変わったかを聞いたところ、「大いに変わった」が19.2%、「ある程度変わった」が60.3%であり、合わせて79.5%となっている。また、倫理規程の内容をどの程度知っていたかを聞いたところ、「よく知っていた」が27.4%、「ある程度</p>					

	<p>知っていた」が62.8%であり、合わせて90.2%となっている。</p> <p>各府省等における倫理研修等の教材として、具体的な事例を通じて倫理法・倫理規程についての知識や考え方を身につける「ケースブック公務員倫理 具体例で考える倫理規程のポイント」、短文で示された問題について ×で解答し解説を読むことで倫理法・倫理規程によるルールの基本的な部分を理解する「倫理法・倫理規程セルフチェックシート」を作成した。</p> <p>産学官連携の研究活動に携わる職員に向けて、研究活動の際に接触する相手方との関係について倫理法・倫理規程の取扱いの概要を解説したパンフレット「気になる疑問もこれで安心 産学官連携の活動と倫理法・倫理規程」を作成した。</p>
<p>施策の実施に当たって人事院単独では統制できない外部要因</p>	<p>なし</p>
<p>評価 - 実施状況の評価と課題 -</p>	<p>施策の実施状況の評価</p> <p>倫理制度説明会等を12か所で開催したところ、約1,000人が受講し、アンケートにおいても回答者の9割以上が肯定的に評価していることから、倫理制度についての人事担当者等の理解を深める効果を上げていると考えられる。</p> <p>国家公務員倫理週間の活動や事例集の配布により、倫理法・倫理規程の周知徹底や職員の啓発に一定の効果があったものと考えている。</p> <p>上記のような施策を実施したこともあり、倫理法等違反を理由として懲戒処分又は矯正措置が行われた事案の件数は、10件程度にとどまっている。</p> <p>今後の施策に反映すべき事項</p> <p>職員一人一人の倫理意識の徹底を図り、倫理法等違反を防止するため、引き続き、各府省の職員等を対象とする制度説明会の開催や国家公務員倫理週間の実施など、積極的な啓発活動を行っていく必要がある。また、今年度作成した研修用教材等を各府省等に提供し、研修等に活用してもらうことが適当である。</p>

平成16年6月

		政策所管部局名	国家公務員倫理審査会事務局
政策目標	4 国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程の適正な運用を図ることにより、職員の職務に係る倫理の保持、倫理法・倫理規程違反の防止、公務に対する国民の信頼の確保を図る。		
目標達成のための施策の概要	<p>施策2 公務員と接触する民間企業等に対し、公務員の倫理規制についての理解を求めるときの広報活動の実施</p> <p>倫理法・倫理規程の適正な運用を確保するためには、これらの法令の適用を受ける職員の側だけでなく、職員と接触する機会を有する民間企業等に対して理解を求めることが重要である。また、公務に対する国民の信頼の確保を目的とする倫理制度は、国民の理解を基礎として成り立っているものであり、このような観点からも積極的な広報活動が大切である。</p>		
測定指標等	測定指標 経済団体等における倫理法・倫理規程の浸透度・理解度の状況		
実施状況	測定指標の状況	民間企業2,481社を対象としたアンケート調査で、倫理規程の内容をどの程度知っていたかを聞いたところ、「よく知っていた」が24.7%、「ある程度知っていた」が55.9%であり、合わせて80.6%となっている。また、倫理規程で定められている行為規制についての印象を聞いたところ、「妥当である」が最も多く64.2%となっている。	
	測定指標以外で考慮すべき事項	<p>職員と接触する民間企業等に向けて、国家公務員の倫理制度の概要を解説したパンフレット「国家公務員の倫理保持のためのルール 倫理法・倫理規程のあらまし」を作成し、各府省や経済団体、関係法人等に配布した。</p> <p>ホームページに、上記の資料や贈与等報告書の提出状況等を掲載した。また、国家公務員倫理週間に当たって、標語・意見の募集を呼びかけた。</p>	
	施策の実施に当たって人事院単独では統制できない外部要因	なし	
評価 - 実施状況 の評価と課題 -	<p>施策の実施状況の評価</p> <p>経済団体を通じた資料の配布、ホームページによる広報を行ってきた結果、民間企業に対するアンケート調査では、倫理規程の内容を「よく知っていた」「ある程度知っていた」との回答が合わせて約8割となっており、倫理規程は公務員と接触する企業等の側にもかなり浸透してきていると考えられる。</p>		
	<p>今後の施策に反映すべき事項</p> <p>今後も引き続き、国家公務員と接触する機会があると考えられる企業等に対し、積極的に広報活動を行っていくことが必要である。</p>		

平成16年6月

		政策所管部局名	国家公務員倫理審査会事務局			
政策目標	4 国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程の適正な運用を図ることにより、職員の職務に係る倫理の保持、倫理法・倫理規程違反の防止、公務に対する国民の信頼の確保を図る。					
目標達成のための施策の概要	<p>施策3 公務員の倫理規制の在り方、公務員への信頼度等に関する国民の声を聞くためのモニター調査等の実施</p> <p>公務員の倫理規制の在り方について不断に検討することが倫理審査会の責務である。その検討に当たって、公務員倫理の問題については、国民の理解を得ることが基本であり、行為規範の在り方についても国民の理解・納得の得られるものにする必要があることから、各界から幅広く意見を聴取し、公務員の倫理感についての評価や倫理法・倫理規程が一般にどのように受け止められているかを把握することが重要である。</p>					
測定指標等	測定指標 モニター調査における国家公務員の倫理感に関する肯定的な意見の割合の状況					
施策実施状況	測定指標の状況	当該年度を含め過去5年間の推移				
		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
	測定指標				63.1%	72.5%
	平成15年5月に、各界有識者200人に委嘱した公務員倫理モニターに対し、アンケート調査を行ったところ、国家公務員の倫理感に関する印象については、「倫理感が高い」が3.3%、「全体として倫理感が高いが、一部に低い者もいる」が69.2%であり、合わせて72.5%となっている。					
測定指標以外で考慮すべき事項	<p>モニターに対するアンケート調査のほか、民間企業を対象とするアンケート調査を行い、国家公務員の倫理感に関する印象について聞いたところ、「倫理感が高い」が10.6%、「全体として倫理感が高いが、一部に低い者もいる」が53.1%であり、合わせて63.7%となっている。</p> <p>また、有識者との懇談会を開催したり地方の商工会議所幹部を訪問したりして、倫理制度に関する様々な意見を聴取するとともに、各府省からも、倫理法・倫理規程の運用状況や要望事項等を聴取した。</p>					
施策の実施に当たって人事院単独では統制できない外部要因	なし					
評価 - 実施状況の評価と課題 -	<p>施策の実施状況の評価</p> <p>有識者に依頼したモニターに対するアンケート調査や、民間企業に対するアンケート調査、懇談会等における意見聴取により、公務員の倫理感や倫理法・倫理規程が一般にどのように受け止められているかを把握することができた。</p>					
	<p>今後の施策に反映すべき事項</p> <p>倫理規程の施行状況等について検討を行うに当たっては、各方面の様々な意見を把握しておく必要があることから、有識者に依頼したモニター及び人事院が公募したモニターに対するアンケート調査や、有識者との懇談会を行うなどして、多角的に国民の意見を聴取していくこととする。</p>					